

お客さま各位

キャッシュカード振込機能の利用制限について (振り込め詐欺防止対策)

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

近年、三重県内において、ATM に不慣れな高齢者を誘導して、預金を振り込ませる振り込め詐欺（還付金詐欺）が多発しており、被害が急増しています。

当金庫では、こうした被害を防止するための緊急対策として、下記のとおり、キャッシュカード振込機能の利用制限を実施させていただきます。

何卒、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

記

【緊急対応の内容】

次のお客さまはキャッシュカードによる ATM 振込みができなくなります。

(1) 対象となるお客さま

- ① 平成 28 年 12 月 31 日現在で 70 歳以上かつ過去 3 年間に ATM 振込の利用のないお客さま
- ② 平成 29 年 1 月末を最初とし、当月末で 70 歳に達し、過去 3 年間に ATM 振込の利用のないお客さま
- ③ 平成 29 年 1 月以降に 70 歳以上で普通預金新規開設かつキャッシュカードを発行するお客さま（キャッシュカードのみを発行するお客さまを含む）

(2) 対応開始時期

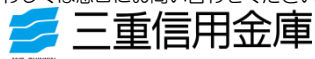
- ①,②のお客さまは平成 29 年 1 月 12 日（木）より
- ③のお客さまは 1 月 4 日（水）より

(3) 上記のお客さまがキャッシュカードによる振込みを希望される場合 平日の営業時間内に当金庫の窓口へお申し出ください。本人確認の上、 振込みを可能とさせていただきます。

なお、キャッシュカードによる預入れや引出しは従来どおり可能です。

以上

くわしくは窓口にお問い合わせください。



平成 28 年 12 月 26 日現在